

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	過去未来と法について〈論文〉
Author(s)	村上, 勝也
Citation	広大言語, 10 : 21 - 24
Issue Date	1970-12-15
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00046342">http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00046342</a>
Right	
Relation	



## 過去未来と法について

村上勝也

§ 1 現代フランス語の条件法は、その用法上 *cond. temporel* と *cond. modal* に分けて考えられるのが普通である。前者は謂ゆる時制の一致における「過去における未来」を表わし、後者は条件文における「非現実性」を表わす用法である。

(1) *il disait que nous chanterions*

(2) *s'il venait, nous chanterions*

換言すれば、これは「法的価値」の有無についての区別であり、(1)を叙実法的、(2)を叙想法的とみなす考えからきている。そしてフランス語における「法的二大対立」に関する論争の究極の問題も、この条件法の「法的二重構造」に帰着するように思えるのである。すなわち、直説法 ↔ 接続法の対立を主張する側にあつては、条件法の本質を(1)の用法にありとし、直説法 ↔ 条件法の対立を唱える者は(2)の用法にその本質をみるのである。この場合、そのどちら側にあつても、我田引水の感が免れないが、ただ漠然と直説法 ↔ 条件法 ↔ 接続法の三系列を立て、「条件法は直説法と接続法の用法を兼ね備えた法である」とするよりは、その法としての本質に迫る意味で価値があると思われる。

§ 2 「法的二大対立」における条件法の位置は、一方では直説法に吸収され、他方では接続法を吸収する形となる。

(A) 直説法 (条件法) ↔ 接続法

(B) 直説法 ←————→ 条件法 (接続法)

すなわち、(B)の場合、条件法は位置の交代のみならず、接続法を押しつけて、直説法との対立の前面に置かれるのである。故にこれは、ただ単に条件法が「法的価値」を持つか否かの問題のみならず、それが接続法より「法的価値」において優位に立つか否かという問題も含んでいることになるのである。

(C) 直説法 ←————→ 接続法 (条件法)

実際の論議は(A)、(B) 間でなされているのであるが、今ここで仮に(A)と(C)の見解の相違が問題となっているとするならば、これは、直説法 ↔ 接続法なる「二大対立」に関しては両者

が一致するのであるから、条件法の「法的価値」の有無のみが問題であり、その本質を文一(1)の用法にありとする者は(A)の立場をとるであろうし、文一(2)を主張する者は(C)の立場をとるであろう。

(D) 直説法(条件法) ←→ 接続法(条件法)

そしてそれらの折衷案としての(D)は、結局条件法の「法的二重構造」に帰着し、「条件法は直説法と接続法の用法を兼ね備えた法である」という、言わば条件法の「文法的冗語法」的定義に落ちつくことになる。これはまた、ラテン文法的かつ歴史的観点に立つ条件法の解釈であるとも言える。

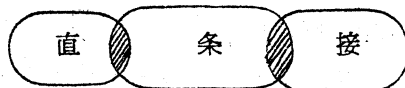
§ 3 (B)においては、条件法を直説法に直接的に対立させる意味で新鮮さがある。すなわち、現代フランス語における条件法の接続法に対する法的優位性に着目した立場であり、ここにおいて初めて条件法は独自の自立性を得ることになる。しかしながら、同時にある種の問題が附随してくるのである。すなわち、条件法の接続法に対する法的優位性は認めるとしても、これは直ちにそれらの「対立関係」の無視を認めることではないし、況や直説法に接続法を吸収させるという意味ではないのである。

(E) 直説法(接続法) ←→ 条件法

ここに条件法と接続法の対立関係の問題が残ることになる。また条件法の「叙実法的」用法についても何らの解決も与えられ得ないことを考えると、このあたりに「法的二大対立」の限界が存するよう思えるのである。

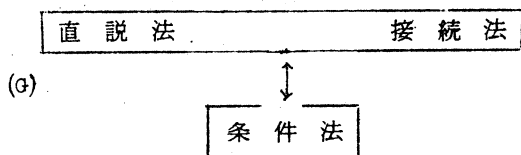
以上のことから、(A)、(B)の折衷案に(C)を加えて三つの法を対立させると次のようになるであろう、

(F) 直説法(条件法) ←→ 条件法 ←→ 接続法(条件法)



すなわち、結論として、「条件法は直説法(叙実法)、接続法(叙想法)との法的価値を共有しながらも、なお独自の自立的な法として存在し、これら三つの法的対立は対等な関係において成り立つ」のである。

§ 4 しかれば、条件法としての独自の自立的な法とは一体如何なるものであるか？すなわち、直説法、接続法に対立するところの固有な条件法とは？これは読者諸氏の明晰なる頭脳の判断にまかせることにして、最後にあえて愚見を述べて批判と忠告を仰ぎたい。



すなわち、直説法 $\longleftrightarrow$ 接続法なる第一義的対立をまず考え、条件法はその全体に第二義的に対立する。更に、条件法自身の内部における叙実法的本質と叙想法的本質の問題が残るが、これは、それぞれの本質の存在は認めながらも(F)の如く決して対立関係に置かれるのではなく、むしろ「融合の関係」に立つ。換言すれば、この融合の関係に置かれる「過程」そのものが条件法としての本質であり、更にまた「直説法 $\longleftrightarrow$ 接続法」との第二義的対立への潜在力となるものである。

冒頭に挙げた二つの文のうち、(1)は確かに叙実法的である。しかしながら、これは直ちに叙想法的であることを排除しない。未来は常に「不確実性」を伴う。(多くの言語における単純未来時称の形成過程を考えればよい。そこには「法」との関連が如実にうかがわれる。)この「不確実性」というmodalitéこそ、このようなcontext(時称の一致における過去未来を表わす構文)における叙想法的一面であり、(2)の「非現実性」というmodalitéとの融合過程における接点に位置するものである。

(2)についても、この場合の「非現実性」、というmodalitéは、まさにこのcontext(過去假定構文)から生ずるのである。現代フランス語においては条件節の動詞*si il venait*が直説法半過去をとるため、(1)における主節動詞*disait*との対称上、これら二文のcontextの関係が理解し易い。

§ 5 ラテン語の「非現実性」を表わす条件文における(接続法の)動詞の時称の変化を挙げてみる。

古期ラテン語

(a) 現在 *si veniat, cantemns*

(b) 過去 *si veniret, cantaremns*

古典ラテン語

(b) 現在 *si veniret, cantaremus*

(c) 過去 *si venisset, cantavissemus*

後期ラテン語

(c) 現在、過去 *si venisset, cantavissemus*

以上の如く、時称が段階的に過去にずれている(*pres*  $\rightarrow$  *impf.*  $\rightarrow$  *plusqpf.*)と

れについて wartburg は過去時称が「非現実性」を表わすと言っている ((Dans si veniret, l'irréalité est exprimée par deux moyens: par le subj. d'abord, par le passé ensuite; Evolution et structure) 少なくとも、old lat. の(a)の段階においては、直説法の「現実性」に対して、接続法は「非現実性」を表わす唯一の手段である。

(a) si venit, cantamus (cantabimus) しかし、cf lat. の(b)においては、事実はそれほど単純ではなくなる。すなわち、この場合の「非現実性」は接続法の「法的価値」と「過去時称」が単に折半的に表わしているのであろうか?

(b) si veniebat, cantabamus

(b)を仮定してみると、これは単なる過去の「現実性」を表わすのみならず、それ以後あるいは現在の「不現実性」「非現実性」を表わしてはいないか? 換言すれば、(b)とほとんど同じ意味を表わしていないであろうか? 少くとも(b)における接続法の法的価値の想像以上に低いことは認められる。更に誇張して言えば、この場合の接続法は「文法的冗語」の感がある。これは正しく context からくるものである。このような context (仮定構文) において「過去時称」が用いられた場合に生ずる特殊な modalité と条件法の本質であり、そこに用いられる動詞そのものの法(直説法、接続法)にかかわらず、このような全く異質の新しい modalité の生ずる過程そのものが条件法の法としての存在価値を与えるのである。ラテン語の「直説法過去完了」からくるロマンス語初期の「条件法第二形」は、正にこの「過程」を通じて形成されたものに他ならない。(了)